

## 沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書

我が国において唯一住民を巻き込む激しい地上戦が繰り広げられた沖縄戦から69年目を迎えようとしているが、これまで収骨された沖縄戦没者遺骨18万4000柱余のうち、DNA鑑定を実施して戦没者遺族に遺骨が帰されたのはわずか4柱である。高齢化する戦没者遺族の一日も早く遺骨を帰してほしいという願いをかなえるためにも、DNA鑑定実施のさらなる加速化が必要不可欠である。

DNA鑑定を実施するためには、遺留品をもとに戦没地点など死亡者名簿等の記録資料から戦没者遺族が推定できること、戦没者遺族が遺骨の返還または鑑定の実施を希望し、かつ鑑定に適している検体が提供されること、収集した戦没者遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できることなど幾つかの条件が示されている。しかし、激しい地上戦ゆえに死亡した軍人・軍属の戦没地点はおろか戦闘に巻き込まれた住民についての記録は皆無であり、野ざらしのまま風雨にさらされ、亜熱帯気候のため損傷が激しい戦没者遺骨が多いなど、沖縄戦特有の状況下に置かれた本県においては、一方で実施されているシベリアで収骨された戦没者遺骨のDNA鑑定に比べて実施するためのハードルが高く、そのことが戦没者遺族への戦没者遺骨の返還が進んでいない一因となっている。

よって、本県議会は、沖縄で亡くなられた戦没者の遺骨を一つでも多く、一日でも早く遺族のもとへ帰すため、また、政府においては責任を持って戦後処理を着実かつ迅速に実施するため、下記の事項が実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 焼骨せずに保管している全ての戦没者遺骨からDNAを抽出し、その情報をデータベース化すること。
- 2 戦没者遺族に検体の提供を広く呼びかけ、その情報をデータベース化すること。
- 3 戦没者遺骨のDNA情報に関するデータベース及びDNA鑑定を実施する施設を沖縄県内に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

沖縄県議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て